

東京都内青色申告会 会員のみなさまへ

# 東京青色 団体介護保険

新登場

介護保障保険(団体型)

月々にすると  
掛金1口 **1,000円** 65歳の場合  
(他の年齢の1口あたりの月々の掛金は)  
中面をご覧ください。

最大5口<sup>\*1</sup>(介護保険金額250万円<sup>\*2</sup>)まで加入いただくことができます。

- 「団体介護保険」は、介護にかかる費用を高齢者も加入しやすい**お手頃な掛金で準備**でき、介護の悩み・不安を**年中無休24時間無料で専門家に相談**できる保険です。
- 公的介護保険制度に定める**「要介護2」以上に認定された**場合に介護保険金をお支払いします。また、所定の要介護状態も保障しているため、公的介護保険制度の対象外となる介護状態でもお支払いします。(介護保険金額：1口=50万円<sup>\*2</sup>)
- 更に、死亡された場合も給付対象です。(死亡保険金額：介護保険金額の10%)
- **満85歳まで新規に加入<sup>\*3</sup>**いただくことができ、**満90歳まで継続して加入**いただくことができます。介護状態になる可能性が高い高齢者も加入しやすい保険です。

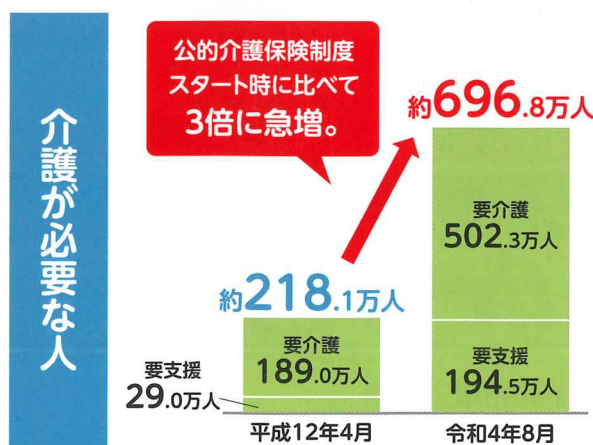
<sup>\*1</sup> 年齢によって加入できる口数に上限があります。～70歳:5口 71歳～75歳:4口 76歳～80歳:3口 81歳～90歳(新規加入は85歳まで):2口  
<sup>\*2</sup> 上記口数の上限の年齢を超える前に加入している場合、口数の上限を超える年齢になったとしても、加入いただいている口数を継続いただくことができます(自動継続)(例:60歳で5口加入すれば、71歳以降も5口を継続加入可能)。  
<sup>\*3</sup> 毎年6月1日(契約日・更新日時点)にご加入されている方の年齢構成等により、保険金額が変動します。(1口=50万円以外の保険金額になることもあります)。  
<sup>\*</sup> 本人(会員本人・事業専従者・従業員・青色申告会の事務局職員)、配偶者、それぞれの親が加入できます。(配偶者やそれぞれの親の加入には本人の加入が必要です。)

第1回目 加入日(効力発生日) 2023年6月1日(木) [申込締切日]2023年4月25日(火)

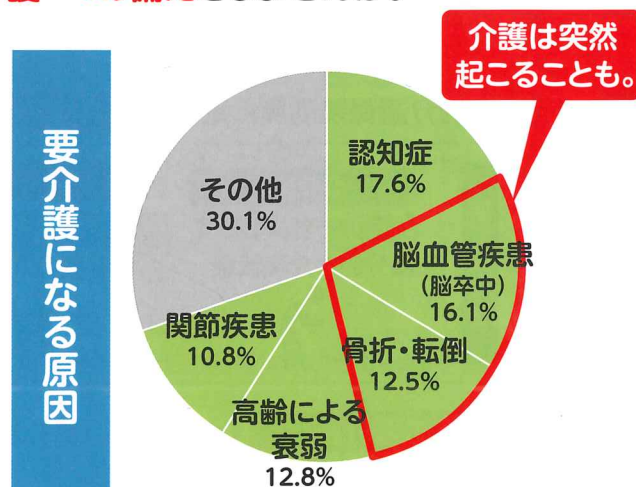
第2回目 加入日(効力発生日) 2023年12月1日(金) [申込締切日]2023年10月20日(金)

詳しい保障内容は  
中面をご覧ください。

誰もが避けて通ることができない**“介護”への備えをしませんか。**



\*要介護・要支援の認定者数(団体介護保険の保障内容とは異なります)。  
出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報暫定版)」(平成12年4月分)(令和4年8月分)



\*要介護者・要支援者における介護が必要となった主な原因の構成割合  
出典：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」



当パンフレットには契約者と保険会社からお知らせする「契約概要」「注意喚起情報」等の重要事項が含まれています。「正しく告知いただくために」とあわせてお申込み前に必ずお読みください。  
 なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。

# 経済的負担を軽減

お手頃な掛金で介護状態になったときの費用を準備し、公的介護保険制度を補完

## 公的介護保険制度を補完した“しっかり保障”

団体介護保険は公的介護保険制度にリンクした給付体系であると同時に、所定の要介護状態も保障しているため、公的介護保険制度の対象外となる介護状態でもお支払いします。死亡された場合もお支払いします。

保障内容	次のいずれかに該当したとき	介護保険金	□数ごとの保険金額	介護保険金額	死亡保険金額 (介護保険金額の10%)
	1 公的介護保険制度に定める要介護2以上に認定 2 所定の要介護状態が180日以上継続			1 □ 50万円 2 □ 100万円 3 □ 150万円 4 □ 200万円 5 □ 250万円	5万円 10万円 15万円 20万円 25万円
	死亡されたとき	死亡保険金 (介護保険金の10%)			

\* 死亡保険金の請求を受けても、介護保険金が支払われるときは、死亡保険金ではなく、支払額が大きくなる介護保険金を被保険者のご遺族にお支払いします。  
\* 介護保険金と死亡保険金を重複してお支払いすることはありません。

\* 毎年6月1日(契約日・更新日時点)にご加入されている方の年齢構成等により、保険金額が変動します。(記載以外の保険金額になることもあります)

年齢ごとの月々の掛金額	6月1日時点の満年齢	1口あたりの月々の掛金額	加入口数の上限
15歳～70歳*	15歳～70歳	1,000円	5口まで
71歳～75歳	71歳～75歳	2,000円	4口まで
76歳～80歳	76歳～80歳	3,000円	3口まで
81歳～90歳	81歳～90歳	4,000円	2口まで

(新規加入は85歳まで) (6カ月分まとめて口座振替となります(年2回))

\* 配偶者・本人の親・配偶者の親は18歳～70歳。  
\* 掛金・加入口数の上限は毎年6月1日(契約日・更新日時点)の満年齢で決まります。(この保険は保障期間1年の制度で毎年6月1日に自動更新されます。)  
\* 上記口数の上限の年齢を超える前に加入している場合、口数の上限を超える年齢になったとしても、加入いただいている口数を継続いただくことができます(自動継続)(例:60歳で5口加入すれば、71歳以降も5口を継続加入可能)。  
\* 掛金の詳細は「特に重要なお知らせ」の「掛金」をご確認ください。



**2口以上(介護保険金額100万円以上※)の加入がおすすめ!**

- 介護にかかる費用には公的介護保険制度でまかなうことができない「自己負担分」があります。
- 給与や年金に加えて、団体介護保険で準備すると安心です。
- 2口以上(介護保険金額100万円以上※)の加入で「自己負担分」のうち、「初期費用」74万円をまかない、残額を「月々の費用」の一部に充当できます。

介護にかかる費用

自己負担	合計 平均581.1万円
初期費用 平均74万円	月々の費用 平均8.3万円 × 介護期間 平均5年1カ月(61.1カ月)

出典：(公財)生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」2021(令和3)年度

\* 毎年6月1日(契約日・更新日時点)にご加入されている方の年齢構成等により、保険金額が変動します。(記載以外の保険金額になることもあります)

介護保険金のお支払事由

### 1 公的介護保険制度に定める要介護2以上に認定



### 2 所定の要介護状態(次の①②いずれかに該当)が180日以上継続

① 常時寝たきり状態で、(ア)に該当し、かつ、(イ)～(オ)のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態

(ア) 歩行 ベッド周辺の歩行が自分ではできない	(イ) 衣服の着脱 衣服の着脱が自分ではできない	(ウ) 入浴 入浴が自分ではできない	(エ) 食物の摂取 食物の摂取が自分ではできない	(オ) 排せつ 大小便の排せつ後の拭き取り始末が自分ではできない
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------	-----------------------------	-------------------------------------

2項目以上

② 「器質性認知症」と診断確定され、「意識障がい」のない状態において「見当識障がい」があり、かつ、他人の介護を要する状態

\* 保障内容の詳細は「特に重要なお知らせ」の「主な保障内容」をご確認ください。

# 精神的負担を軽減

「なんでも介護相談」で介護の悩み・不安を軽減

加入者  
専用  
サービス

## 電話サービス

年中無休24時間無料

\*一部サービスは利用時間が制限されます。

(提供：株式会社ライフケアパートナーズ)

年中無休24時間、気軽にお電話いただける電話無料相談サービスです。介護の悩みや不安に専門家がお応えします。

### 介護相談

介護に関する相談にケアマネジャー等がお応えします。

### 介護施設案内

お近くの介護施設の情報をご提供します。

### 有料老人ホーム案内

提携先有料老人ホームを優待価格での有料体験入居等の特典付きでご案内します。

\*施設によって特典が異なりますので、施設ごとの特典内容はお問合せください。

更に、健康・メンタルヘルス等、生活全般にわたって相談いただくことができます。

\*一部予約制のサービスがあります。

健康相談

メンタルヘルス相談

メンタルヘルスカウンセリング

医療機関案内

健康サービス取次ぎ

専門医相談

女性専用相談

育児相談

FP・税務相談

## 訪問サービス

無料

受付(取次ぎ)時間は月～金曜日9時～17時(祝日・12/29～1/3を除く)となります。

(提供：株式会社ニチイ学館／ご案内・取次ぎ：株式会社ライフケアパートナーズ)

有資格者(ケアマネジャー等)が無料で訪問し、一人ひとりの事情にあわせ、きめ細かく介護について相談をお受けします。

### 介護相談

ケアマネジャー・介護福祉士等が訪問し、介護について相談をお受けします。

本人

配偶者

本人  
配偶者の親

離れて暮らしていても、訪問が可能です

### 《ご相談の流れ》

加入者

なんでも介護相談

専用電話へ連絡

ご相談承り

ご訪問日時調整

有資格者の訪問

訪問面談・相談

ケアマネジャー等が地域の実情に即したサポートをいたします。

\* 訪問サービスを利用できる方は、加入者であることが必要です。

\* ケアマネジャー等の介護保険担当者がある場合や、公的介護保険サービスをすでにご利用されている方は、当サービスをご利用いただけませんのでご了承ください。

## バリューサービス(福祉用具等の優待価格購入サービス)

(運営：日本生命保険相互会社)

介護事業者が提供する福祉用具等を優待価格で購入いただくことができます。

\* 福祉用具には、ベッド、歩行・移動、入浴、トイレ・紙おむつ、衣類・靴、食事・口腔ケア、生活支援、住環境関連のものがあります。

\* 一部福祉用具等は優待価格で購入できない場合があります。

電話サービス・訪問サービスはこちらから

0120-783-210

バリューサービスはこちらから

<https://nlp.smktg.jp/public/seminar/view/2313>

\* 「団体介護保険」の加入者専用のサービスです。

\* 団体介護保険の保障内容等の問合せは対象外です。

\* 「なんでも介護相談」の詳細は「特に重要なお知らせ」の「なんでも介護相談」をご確認ください。

2023年6月1日からサービスを利用いただくことができます。

## 商品概要

被保険者の範囲 加入・増口できる年齢 加入条件	被保険者の範囲	加入・増口できる年齢 (加入日・増口日(効力発生日)時点の年齢)		加入条件	
		新規加入・増口	継続加入		
	本人(注)	満15歳以上 満85歳以下	満90歳まで	—	
	配偶者 本人・配偶者の親	満18歳以上 満85歳以下	満90歳まで	本人の加入が必要	
(注)本人とは、会員本人・事業専従者・従業員・青色申告会の事務局職員を指します。 *ご加入にあたっては、上記の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認ください。					
掛金額 (本人・配偶者・親同一、男女同一)	6月1日時点の満年齢	15歳～70歳(注)	71歳～75歳	76歳～80歳	81歳～90歳 (新規加入は85歳まで)
	1口あたりの月々の掛金額※1 加入口数の上限※2	1,000円 5口まで	2,000円 4口まで	3,000円 3口まで	4,000円 2口まで
(注)配偶者・本人の親・配偶者の親は18歳～70歳。					
保険金額	介護保険金額：1口 = 50万円※3 死亡保険金額：介護保険金額の10%				
介護保険金受取人 死亡保険金受取人 指定代理請求人	被保険者	介護保険金受取人	死亡保険金受取人	指定代理請求人	
	本人	本人自身	本人の遺族のうち(労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する順位)	本人の家族※4のうち(労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する順位)※5※6	
	配偶者	配偶者自身	本人	本人	
	本人の親	本人の親自身	本人	本人	
	配偶者の親	配偶者の親自身	配偶者	配偶者	
税務上のお取扱い	所得税・住民税における介護医療保険料控除により、実質的に掛金負担が軽減されることもあります。 介護医療保険料控除の対象となる金額は、掛金から制度運営費と配当金金額を除いた金額(控除対象額)です。*7※8				

※1 掛金額には、制度運営費が含まれています。掛金の詳細は「特に重要なお知らせ」の「掛金」をご確認ください。

※2 上記口数の上限の年齢を超える前に加入している場合、口数の上限を超える年齢になったとしても、加入いただいている口数を継続いただくことができます(自動継続)(例:60歳で5口加入すれば、71歳以降も5口を継続加入可能)。

※3 毎年6月1日(契約日・更新日時点)にご加入されている方の年齢構成等により、保険金額が変動します。(記載以外の保険金額になることもあります。)

※4 本人が亡くなったとした場合の遺族にあたる方を指しています。

※5 同順位の方が複数いる場合には、同順位の方のうち年長者の方になります。

※6 保険金のご請求時において、成人年齢(満18歳以上)であることを要します。

※7 掛金から制度運営費を差引いた保険料は、後日お渡しいたします加入者証にてご確認ください。

※8 税務上のお取扱いの詳細は「特に重要なお知らせ」の「税務上のお取扱い」をご確認ください。

\*この保険では、配当金がある場合は、制度運営費として活用するため、契約者宛に拠出していただく取扱いになっております。

\*この保険では、申告会会員が掛金負担することにより、事業専従者・従業員に加入いただくことができません。この場合、介護医療保険料控除の適用を受けることができない場合があります。

## 加入申し込み手続

新規加入・追加加入 …… 以下の「意向確認書」をよく読み、「チェック欄」にチェックしたうえで、「申込書兼告知書」をご所属の青色申告会へご提出ください。

### お申込み

\*この保険への新規加入(追加加入)のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「該当しない」となる方ですので、ご注意ください。

継続加入(自動更新) …… 内容に変更のない方は、従来の加入内容で継続されますので、提出いただく書類はありません。  
脱退・口数の変更 …… ご所属の青色申告会へ以下の申込締切日までにご連絡ください。

### 掛金

指定口座より6カ月分まとめて口座振替となります(年2回)

### 口座振替

口座振替日は2023年7月24日(月)と2024年1月23日(火)です。

### 保障期間

2023年6月1日\*～2024年5月31日\*加入日が12月1日の場合、その加入日からの期間 更新日 毎年6月1日(保障期間1年で自動更新)

第1回目 加入日(効力発生日) 2023年6月1日(木)【申込締切日】2023年4月25日(火)

第2回目 加入日(効力発生日) 2023年12月1日(金)【申込締切日】2023年10月20日(金)

**意向確認書** ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保障期間1年の商品です。  
原則として、加入資格を満たすかぎり、自動更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

### ◆要介護状態に備える保障 ◆死亡保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」)を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

### チェック欄




保障内容はニーズに合致していますか。

ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

(引受保険会社) **日本生命保険相互会社**

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-1

TEL：03-5533-5789

(お問合せ先) **東京青色申告会連合会共済会**

〒102-0074 千代田区九段南4-8-36

TEL：03-3230-8501

(介護保険金・死亡保険金ご請求のご相談窓口)

— 介護保険金・死亡保険金のお支払事由に該当した場合は—  
日本生命保険相互会社の以下のお問合せ先へ連絡してください。

**03-5533-5789**

受付時間：月曜日～金曜日 10:00～16:00(祝日はお取扱いしていません。)

\*当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

契約者：東京青色申告会連合会  
日本-印-2022-707-11852-M(R4.11.25)